

那覇市公告第 811 号
令和 8 年 3 月 2 日

那覇市立繁多川図書館の業務委託に係る制限付一般競争入札の
実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、
制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令
第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59
号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

那 覇 市 長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市立繁多川図書館の業務委託
- (2) 履行場所 那覇市立繁多川図書館（那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号）
- (3) 管理の基準及び業務の範囲
「那覇市立繁多川図書館の業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 契約予定日 令和 8 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (6) 最低制限価格 設定あり（最低制限価格は公表しない。）
- (7) 留意事項

本件は、令和 8 年度当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前
準備手続きであり、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じるもの
である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満た

すこと。

- (1) 図書館法等を遵守し、その目的に沿った活動を展開することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 教育委員会が指定する有資格者及びその他の必要な条件等を確保することができる法人等であること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所を有する法人等であること。
- (4) 過去 2 年の間に、本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行している、または履行したと認められること。
- (5) 政治又は宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 市町村税等を滞納していないこと。
- (9) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (10) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。)
- (11) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。(公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていない者であること。(10)に該当するものを除く。)

3 契約条項を示す場所

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

4 入札説明会

入札説明会は実施しない。

5 入札参加申請方法等

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申込書（様式2）

イ 使用印鑑届（様式3）

ウ 契約実績証明書（様式4）

エ 法人等に関する調書（様式5）

オ 受託業務実施体制について（様式6）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 市町村税納税証明書（写し可）

ク 登記事項証明書（写し可）

※カ～クの各証明書は、令和7年12月1日以降に発行されたものを提出すること。

(2) 提出方法 下記「13 書類提出及び問い合わせ先」に記載の窓口へ直接提出または郵送、メール、FAX。

※電子メール又はFAX送信後は、必ず確認の電話をすること。

なお、原本は入札開始までに提出すること。

なお、公告に定める期限までに申請書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(3) 提出期限 令和8年3月13日（金）午後5時15分まで必着

(4) 参加資格認定通知 令和8年3月17日（火）

6 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、下記「13 書類提出及び問い合わせ

せ先」に記載のメール又は FAX にて提出すること。メール又は FAX 送信後は、必ず確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時 15 分までに提出

(3) 質問に対する回答

令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 5 時までに回答

※ホームページに回答を掲載

7 入札執行の日時および場所

(1) 日時 令和 8 年 3 月 18 日（水）

受付：午後 2 時 00 分 入札開始：午後 2 時 15 分

(2) 場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市役所本庁舎 10 階（1002A B 会議室）

(3) 入札時提出書類

ア 入札書（様式 7）

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（様式 8）

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）が契約金額となる。

8 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項の各号のいずれかの規定に該当する場合は免除する。※ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札額の 100 分の 5 を支払うものとする。

9 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 9 号の規定に基づき免除する。

10 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 本件入札は、総価によって行い、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

12 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式9）を生涯学習課へ提出すること。

13 書類提出及びお問合せ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

〒900-8553 那覇市泉崎1丁目1番1号(10階)

電話 098-917-3502 F A X 098-917-3521

E-mail : E-S-SYA001@city.naha.lg.jp